

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会

平成 27 年8月6日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500138号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500017号

## 第1 結論

昭和60年4月から平成元年3月までの請求期間及び同年6月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年4月から平成元年3月まで  
② 平成元年6月から平成2年3月まで

昭和58年3月の婚姻以降、平成4年1月に事業を法人化するまでの間の国民年金保険料は、当該事業の経理を担当していた私の妻が納付してくれていた。

妻は、請求期間当時の国民年金保険料の納付について、自身の分を含め、納付時期、納付場所等を具体的に記憶していないとしているが、当時の所得税の確定申告書の控えを関連資料として提出する。

当該確定申告書の控えには、各年に支払った国民年金保険料額が記載されているので、請求期間の年金記録について、当該確定申告書の控えの記載内容に従って納付済みに訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和59年分から平成元年分までの所得税の確定申告書の控え(以下「確定申告書の控え」という。)を提出し、請求期間①及び②の国民年金保険料を請求者の妻が納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和55年3月8日に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は納付することが可能である。

しかしながら、請求期間①及び②の国民年金保険料の納付について、請求者がその納付を担当していたとする請求者の妻は、「結婚してからの夫の国民年金保険料については、私が納付したと思うが、納付時期、納付場所及び納付方法など、具体的なことは覚えていない。」と陳述しており、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料の具体的な納付状況は明らかでない。

また、請求期間①及び②は合わせて4年10か月であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録が、行政機関側において全て欠落することは考え難い。

さらに、請求者は、請求期間①及び請求期間②のうちの平成元年6月から同年12月までの期間を含む昭和59年分から平成元年分までの確定申告書の控えを提出しているところ、各確定申告書の控えの社会保険料控除欄に記載されている各年の国民年金保険料額は、昭和63年のものを除き、社会保険オンライン記録、請求者の妻に係る国民年金保険料領収証書等及び請求者の主張内容を基に算出した各年の国民年金保険料額とは大きく異なっており、このことを踏まえると、提出された確定申告書の控えに記載されている国民年金保険料額をもって、請求者の請求期間①及び②の国民年金保険料が納付されたものと認めることはできない。

加えて、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、保険料納付状況欄には請求期

間①及び②の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない上、請求者が提出した確定申告書の控えのほかに、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。